

新	旧	備考
<p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00007 沿革 (略) <u>平成24年3月16日 一部改正</u></p> <p>第1章 ～ 第7章 (略)</p> <p>第8章 雑則 第33条 ～ 第36条 (略)</p> <p><u>(保険の目的又は保険金請求権の信託)</u>  <u>第37条 被保険者は、この約款に基づく保険契約について、</u>  <u>保険の目的又は保険金請求権を債権流動化のために信託（自</u>  <u>己信託を含む）しようとするときは、受託予定者と連名で事</u>  <u>前に日本貿易保険の承認を受けなければならない。</u>  <u>2 日本貿易保険は、前項の承認に当たっては、条件を付ける</u>  <u>ことができる。</u>  <u>3 被保険者は、第1項に基づく信託等の内容を規定する書類</u>  <u>を変更しようとするときは、事前に日本貿易保険の承認を受</u>  <u>けなければならない。</u></p> <p>(手続事項)  <u>第38条</u> この約款に規定するもののほか、保険契約に関する      手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。</p> <p>第39条 (略)</p> <p><u>附 則</u>  <u>この改正は、平成24年4月1日から実施する。</u></p>	<p>海外事業資金貸付（貸付金債権等）保険約款</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00007 沿革 (略)</p> <p>第1章 ～ 第7章 (略)</p> <p>第8章 雑則 第33条 ～ 第36条 (略)</p> <p>(手続事項)  <u>第37条</u> この約款に規定するもののほか、保険契約に関する      手続的な事項は、日本貿易保険が手続細則として別に定める。</p> <p>第38条 (略)</p>	